

6章

特定事業に関する事項

1

特定事業について

バリアフリー法に基づいて策定する基本構想に「特定事業」として定めた事業は、その特定事業を実施すべき事業者が特定事業計画の作成とこれに基づく事業の実施が義務付けられます。

バリアフリー法における特定事業の内容は、次のように定められています。

■公共交通特定事業

- ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、トイレなど）の整備に関する事業
- ・上記事業に伴う特定旅客施設の構造の変更に関する事業
- ・鉄道、バスなどの車両におけるバリアフリー整備（車両の低床化など）に関する事業

■道路特定事業

- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通路経路の案内標識など）の設置に関する事業
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、段差の解消など）に関する事業

■建築物特定事業

- ・特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業
- ・全部又は一部が生活関連経路である特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備に関する事業

■都市公園特定事業

- ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備に関する事業

■路外駐車場特定事業

- ・特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設など）の整備に関する事業

■交通安全特定事業

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（道路横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置など）に関する事業
- ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動など）のための事業

2 特定事業の考え方

本構想における特定事業は前構想を基に選定し、整備方針や整備内容においては、前構想の特定事業を継続するとともに、意向調査による意見や前構想の進捗状況を踏まえて設定します。

特定事業者は基本構想に即して特定事業を実施するための特定事業計画を作成し、特定事業及びその他事業を実施します。

3 特定事業者の選定

刈谷駅周辺の重点整備地区における生活関連施設及び生活関連経路のうち、特定事業とするものは次の通りとします。

○前構想の特定事業

- ・公共交通特定事業 : 鉄道（JR、名鉄）、バス（市、知多バス）
- ・道路特定事業 : 道路（県、市）
- ・交通安全特定事業 : 交通安全施設（刈谷警察署）
- ・その他の特定事業 : 刈谷駅南北連絡通路（市）、刈谷駅北口・南口駅前広場（市）



○本構想の特定事業

- ・公共交通特定事業 : 鉄道（JR、名鉄）、バス（市、名鉄バス）
- ・道路特定事業 : 道路（県、市）
- ・交通安全特定事業 : 交通安全施設（刈谷警察署）
- ・その他の特定事業 : 刈谷駅南北連絡通路（市）、刈谷駅北口・南口駅前広場（市）

: 変更した特定事業者

4 整備方針と整備内容

刈谷駅周辺の重点整備地区における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するため、特定事業に関する事項として、刈谷駅やその周辺道路などにおける「整備方針」と「整備内容」を定めます。また、整備の目標年次は本構想の目標年次と同じく令和9年度（2027年度）とし、整備状況に応じて、その後も引き続き継続するものとします。

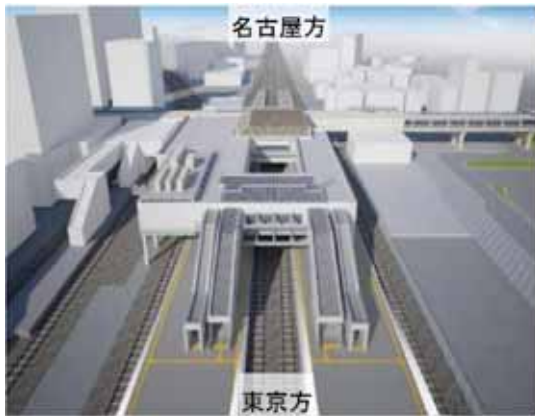
特定事業に関する事項の整備内容は、次のように区分します。

- （黒丸） : ハード整備
- （白丸） : ソフト整備

(1) 公共交通特定事業に関する事項

① 鉄道

対象施設		JR刈谷駅	
整備方針			
<ul style="list-style-type: none"> これまで駅舎改修などを行ってきましたが、利用者数が年々増加していることから、刈谷駅北口・南口駅前広場及び刈谷駅南北連絡通路との密接な連携を図りつつ、更なる対策をすることにより、駅利用者の安全性と利便性を向上させます。 引き続き高齢者、障害者等に対する接遇能力の向上に取り組みます。 			
整備内容			
施設 【事業者】	整備内容		
JR刈谷駅 【東海旅客鉄道株式会社】	経路	●コンコースの拡張 ●エスカレーターの増設	
	ホーム	●ホームの拡張 ●ホーム可動柵の設置	
	トイレ	●簡易型多機能便所の設置	
	改札口	●自動改札機の増設 ●ウォークイン改札の設置	
	その他	○駅員に対するバリアフリー教育、研修活動の実施	
	整備イメージ		
資料：JR東海ニュースリリース（東海旅客鉄道株式会社）を一部加工			



改良後の刈谷駅イメージ



可動柵設置のイメージ（金山駅の試作機）

資料：JR東海ニュースリリース（東海旅客鉄道株式会社）

対象施設 名鉄刈谷駅

整備方針

- これまでも駅舎改修などを行ってきましたが、利用者数が年々増加していることから、刈谷駅北口・南口駅前広場及び刈谷駅南北連絡通路との密接な連携を図りつつ、更なる対策をすることにより、駅利用者の安全性と利便性を向上させます。
- 引き続き高齢者、障害者等に対する接遇能力の向上に取り組みます。

整備内容

施設 【事業者】	整備内容	
名鉄刈谷駅 【名古屋鉄道 株式会社】	全体	●移動等円滑化された経路及び施設の維持管理
	経路	●視覚障害者誘導用ブロックの敷設状況の見直し (駅の改修時にあわせて)
	その他	○駅員に対するバリアフリー教育、研修活動の実施 ○マナー啓発活動の実施

整備イメージ



接遇研修



旅客支援

資料：公共交通事業者向けハード・ソフト取組計画策定マニュアル（国土交通省）

②バス

対象施設		バス停・バス車両	
整備方針			
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等をはじめ、すべての人々が安全かつ円滑に利用できるように、ハード及びソフト面での整備を推進します。 			
整備内容			
施設 【事業者】	整備内容		
公共施設連絡 バス 「かりまる」 【刈谷市】	車両	●低床バスの導入（継続実施）	
	停留所	●設置可能な場所での上屋やベンチの設置	
		●停留所における案内表示板の改良（文字の大きさなど）	
	その他	●バスが正着できるようなバス停留所の改良	
		○車いす利用者の乗降時間の短縮方法の検討と実施	
		○運転手に対するバリアフリー教育・研修の実施	
		○ベビーカー、子連れの利用者の対応方法の統一	
○アナウンスによる行先など案内の実施			
名鉄バス 【名鉄バス株 式会社】	車両	●低床バスの導入（継続実施）	
		●車外行先表示器の案内表示にピクトグラムを使用した表示の実施	
	その他	○運転手に対するバリアフリー教育・研修の実施	
		○アナウンスによる行先など案内の実施	
○利用者マナーの向上を呼びかけるポスターなどの設置			
整備イメージ			
			
バリアフリーに対する教育		バスロケーションシステム	

(2) 道路特定事業に関する事項

対象施設		道路	
整備方針			
<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障害者等をはじめ、すべての人々が安全かつ円滑に利用できるように、「道路移動等円滑化基準」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、歩道などのバリアフリー化を行います。 			
整備内容			
施設 【事業者】	整備内容		
道路 【愛知県】	全体	<ul style="list-style-type: none"> ●移動等円滑化された経路及び施設の維持管理 ●歩行者交通量にあった歩道の整備 	
	道路構造	●立体横断施設による移動等円滑化された経路の整備	
	勾配	●横断勾配及びすりつけ勾配の緩和	
		●車両乗入れ部における平坦部の確保	
視覚障害者誘導用ブロック	●視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修（マンホール上を含む）		
道路 【刈谷市】	全体	●移動等円滑化された経路及び施設の維持管理	
	道路構造	●セミフラット形式などへの改良	
	勾配	●横断勾配及びすりつけ勾配の緩和	
		●車両乗入れ部における平坦部の確保	
	舗装	●透水性舗装化の促進	
	視覚障害者誘導用ブロック	●視覚障害者誘導用ブロックの敷設及び改修（マンホール上を含む）	
その他	●目の細かいグレーチングなどへの改良		
整備イメージ			
			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設		溝、グレーチングの改修	

(3) 交通安全特定事業に関する事項

対象施設		交通安全施設	
整備方針			
<ul style="list-style-type: none"> 多数の高齢者、障害者等の利用がある交差点の信号については、必要に応じて、視覚障害者用付加装置又は高齢者等感応信号機の整備を行います。 道路整備などにあわせてエスコートゾーンの設置を行います。 交通規制や違法駐車・駐輪等の取締りなどにより、バリア（障壁）の解消に努めます。 			
整備内容			
施設 【事業者】	整備内容		
交通安全施設 【刈谷警察署】	信号機	●視覚障害者用付加装置の整備	
		●高齢者等感応信号機の整備	
	視覚障害者誘導用ブロック	●エスコートゾーンの設置	
	その他	○違法駐車取締り強化	
整備イメージ			
			
視覚障害者用付加装置の設置		エスコートゾーンの設置	

(4) その他の特定事業に関する事項

対象施設		刈谷駅南北連絡通路、刈谷駅北口・南口駅前広場	
整備方針			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障害者等をはじめ、すべての人々が安全かつ円滑に利用できるように、「道路移動等円滑化基準」や「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、刈谷駅南北連絡通路のバリアフリー化を行います。 ・ 高齢者、障害者等をはじめ、すべての人々が安全かつ円滑に利用できるよう、案内サインの設置検討を行います。 			
整備内容			
施設 【事業者】	整備内容		
刈谷駅 南北連絡通路 【刈谷市】	全体	●移動等円滑化された経路及び施設の維持管理	
	通路	●照明施設の改修	
	階段	●階段手摺などにおける点字シートの改修	
	情報案内	●案内サインの設置・検討	
刈谷駅 北口・南口 駅前広場 【刈谷市】	全体	●移動等円滑化された経路及び施設の維持管理	
	通路	●照明施設の改修	
	情報案内	●案内サインの設置・検討	
整備イメージ			
			
手すりの端部に点字の貼り付け		わかりやすい案内サインの設置	
資料：こころと社会のバリアフリーハンドブック（国土交通省）			